

令和 2 年

市議会 6 月定例会議案参考資料

知立市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表
(議案第40号、参考資料)

改正後	改正前
<p>1. <u>令和2年7月1日から令和2年12月23日までの間における市長、副市長及び教育長の給料月額</u>は、知立市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和45年知立市条例第36号。以下「<u>条例</u>」という。）第3条第1号の規定にかかわらず、同号に定める額から当該額にあっては100分の20を乗じて得た額を、<u>副市長</u>にあっては100分の7を乗じて得た額を、<u>教育長</u>にあっては100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p>2. <u>令和2年12月1日の基準日（条例第5条第1項に規定する基準日をいう。）に係る期末手当の額は、同条第2項及び第3項の規定にかかわらず、その基準日に係る同条第2項及び第3項の規定により算出される期末手当の額から市長にあってはその全額を、副市長及び教育長にあってはその100分の50に相当する額を減じた額とする。</u></p>	<p><u>令和2年4月1日から令和2年12月23日までの間における市長の給料月額</u>は、知立市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和45年知立市条例第36号）第3条第1号の規定にかかわらず、同号に定める額から当該額に<u>100分の10</u>を乗じて得た額を減じた額とする。</p>

知立市税条例の一部改正案新旧対照表（第1条関係）

（議案第41号、参考資料）

改正後（公布の日等）	改正前
<p>（個人の市民税の非課税の範囲）</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、個人の市民税（第2号に該当する者については、第51条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は<u>ひとり親</u>（これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 略</p> <p>（所得控除）</p> <p>第33条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、<u>寡婦控除額</u>、<u>ひとり親控除額</u>、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、<u>第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</u></p> <p>（市民税の申告）</p> <p>第35条の2 第25条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で<u>前年中</u>において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの</p>	<p>（個人の市民税の非課税の範囲）</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、個人の市民税（第2号に該当する者については、第51条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は<u>寡夫</u>（これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 略</p> <p>（所得控除）</p> <p>第33条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、<u>寡婦（寡夫）控除額</u>、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、<u>第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</u></p> <p>（市民税の申告）</p> <p>第35条の2 第25条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、<u>前年中</u>において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの</p>

改正後（公布の日等）	改正前
<p>（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第33条の7第1項（同項第12号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第26条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2～10 略</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）</p> <p>第35条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p>	<p>（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第33条の7第1項（同項第12号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第26条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2～10 略</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第35条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u></p> <p>(4) 略</p>

改正後（公布の日等）	改正前
<p>2～5 略</p> <p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）</p> <p>第35条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならぬ者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならぬ。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 略</p> <p>2～5 略</p> <p>（法人の市民税の申告納付）</p> <p>第46条 略</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、令第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3～17 略</p>	<p>2～5 略</p> <p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）</p> <p>第35条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならぬ者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは<u>単身児童扶養者である者</u>（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならぬ。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） <u>当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u></p> <p>（4） 略</p> <p>2～5 略</p> <p>（法人の市民税の申告納付）</p> <p>第46条 略</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、令第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3～17 略</p>

改正後（公布の日等）	改正前
<p>街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による住宅街区整備事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところにより<u>仮換地</u>、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することのできる土地（以下この項において「<u>仮換地等</u>」と総称する。）の指定があつた場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（農住組合法第8条第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。）の規定により管理する土地で当該施業者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「<u>仮使用地</u>」）とある場合には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することのできることとなつた日から換地処分の公告がある日の認可の公告がある日までの間は、仮換地等又は当該仮換地等に<u>登録</u>又は登録されている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があつた日から換地又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなすことができる。</p>	<p>街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による住宅街区整備事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところにより<u>仮換地</u>、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することのできる土地（以下この項において「<u>仮換地等</u>」と総称する。）の指定があつた場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（農住組合法第8条第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。）の規定により管理する土地で当該施業者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「<u>仮使用地</u>」）とある場合には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することのできることとなつた日から換地処分の公告がある日の認可の公告がある日までの間は、仮換地等又は当該仮換地等に<u>登録</u>又は登録されている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなすことができる。</p>
<p>7. 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定により使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）</p>	<p>6. 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定により使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）</p>

改正後（公布の日等）	改正前
<p>又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による竣工通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に關して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特別区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第23条第1項の規定により使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定により使用し、又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第3に規定するものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなすことができる。</p>	<p>又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による竣工通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に關して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特別区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第23条第1項の規定により使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定により使用し、又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の2に規定するものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなす。</p>
<p>8 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の15で定めるものを含む。）であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなつたもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分（家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。） （固定資産税の課税標準） 第57条の2 略</p>	<p>7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。）であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなつたもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分（家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。） （固定資産税の課税標準） 第57条の2 略</p>
<p>2 基準年度の土地又は家屋に対して課する第2年度（基準年度の翌年度をいう。以下同じ。）の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る</p>	<p>2 基準年度の土地又は家屋に対して課する第2年度（基準年度の翌年度をいう。以下同じ。）の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る</p>

改正後（公布の日等）

基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、基準年度の土地又は家屋について第2年度の固定資産税の賦課期日において地目の変換、家の改築若しくは損壊その他これらに類する特別の事情があるため、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入したため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格によることが不適当であるか又は市内を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認める場合においては、当該土地又は家屋に対して課する第2年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

3 略

4 第2年度において新たに固定資産税を課することとなる土地又は家屋（以下「第2年度の土地又は家屋」という。）に対して課する第2年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

5 第2年度の土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る第2年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、第2年度の土地又は家屋について第3年度の固定資産税の賦課期日において地目の変換、家の改築若しくは損壊その他これらに類する特別の事情があるため、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入したため、第2年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格によることが不適当であるか、又は市内を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認める場合においては、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

改正前

基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格で、土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、基準年度の土地又は家屋について第2年度の固定資産税の賦課期日において地目の変換、家の改築若しくは損壊その他これらに類する特別の事情があるため、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入したため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格によることが不適当であるか又は市内を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認める場合においては、当該土地又は家屋に対して課する第2年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で、土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

3 略

4 第2年度において新たに固定資産税を課することとなる土地又は家屋（以下「第2年度の土地又は家屋」という。）に対して課する第2年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で、土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

5 第2年度の土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る第2年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格で、土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、第2年度の土地又は家屋について、第3年度の固定資産税の賦課期日において、地目の変換、家の改築若しくは損壊その他これらに類する特別の事情があるため、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入したため、第2年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格によることが不適当であるか、又は市内を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認める場合においては、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で、土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

改正後（公布の日等）	改正前
6～8 略	6～8 略
<p>9 住宅用地（法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この項及び第67条の4において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。</p>	<p>9 住宅用地（法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この項及び第67条の4において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。</p>
<p>10 小規模住宅用地（法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。 （法第349条の3第27項等の条例で定める割合）</p>	<p>10 小規模住宅用地（法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。 （法第349条の3第28項等の条例で定める割合）</p>
<p>第57条の3 法第349条の3第27項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>第57条の3 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>
<p>2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>
<p>3 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>
<p>（被災住宅用地の申告）</p>	<p>（被災住宅用地の申告）</p>
<p>第67条の5 略</p>	<p>第67条の5 略</p>
<p>（現所有者の申告）</p>	
<p>第67条の6 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p>	
<p>（1）土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）</p>	

改正後（公布の日等）	改正前
<p>(2) <u>土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名</u></p> <p>(3) <u>その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項（固定資産に係る不申告に関する過料）</u></p> <p>第68条 固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第67条の4若しくは法第383条の規定により、又は現所有者が前条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなくなつて申告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2・3 略 （たばこ税の課税標準） 第86条 略</p> <p>2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。</p> <p>表 略</p> <p>3 略</p> <p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第84条に規定する区分別ごとの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5～10 略</p>	<p>(固定資産に係る不申告に関する過料)</p> <p>第68条 固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第67条の4又は法第383条の規定によって申告すべき事項について正当な事由がなくなつて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2・3 略 （たばこ税の課税標準） 第86条 略</p> <p>2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。</p> <p>表 略</p> <p>3 略</p> <p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第84条に規定する区分別ごとの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5～10 略</p>

改正後（公布の日等）	改正前
<p>(たばこ税の課税免除)</p> <p>第88条 略</p>	<p>(たばこ税の課税免除)</p> <p>第88条 略</p>
<p><u>2</u> 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、<u>卸売販売業者等が、同項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第90条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。</u></p> <p><u>3</u> 第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）の規定は、<u>卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3第2項に規定する書類を提出している場合に限り、適用する。</u></p>	<p><u>2</u> 前項の規定は、<u>卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。</u></p>
<p><u>4</u> 略</p> <p>(たばこ税の申告納付の手続)</p> <p>第90条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第88条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならぬ。この場合において、当該申告書には、<u>第88条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならぬ。</u></p> <p>2～5 略</p>	<p><u>3</u> 略</p> <p>(たばこ税の申告納付の手続)</p> <p>第90条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第88条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならぬ。この場合において、当該申告書には、<u>第88条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならぬ。</u></p> <p>2～5 略</p>

改正後（公布の日等）	改正前
<p>(特別土地保有税の納税義務者等)</p> <p>第119条 略</p> <p>2～5 略</p>	<p>(特別土地保有税の納税義務者等)</p> <p>第119条 略</p> <p>2～5 略</p>
<p>6 第52条第7項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「<u>当該埋立地等の使用を開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者</u>」と、「第1項の所有者」とあるのは「第119条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>(特別土地保有税の税額)</p> <p>第123条 特別土地保有税の税額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第599条第1項第2号又は第3号の特別土地保有税 それぞれ、同条第2項第2号又は第3号の課税標準額に第121条の税率を乗じて得た額から、当該額を限度として、同項第2号又は第3号の土地の取得に對して法第73条の2の規定により県が課すべき不動産取得税の課税標準となるべき価格（法第599条第1項第2号若しくは第3号に掲げる日までに当該不動産取得税の額が確定していない場合又は第119条第6項の規定の適用がある場合には、令第54条の38第1項に規定する価格）に100分の4を乗じて得た額の合計額を控除した額</p> <p>附 則</p> <p>(延滞金の割合等の特例)</p> <p>第3条の2 当分の間、第21条、第41条の2第2項、第46条第5項、第48条第2項、第51条の12第2項、第66条第2項、第90条第5項、第93条第2項、第125条第2項（第132条において準用する場合を含む。）及び第126条第2項（第132条において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定に</p>	<p>6 第52条第6項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「<u>当該埋立地等の使用を開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者</u>」と、「第1項の所有者」とあるのは「第119条第1項の土地の所有者等」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>(特別土地保有税の税額)</p> <p>第123条 特別土地保有税の税額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第599条第1項第2号又は第3号の特別土地保有税 それぞれ、同条第2項第2号又は第3号の課税標準額に第121条の税率を乗じて得た額から、当該額を限度として、同項第2号又は第3号の土地の取得に對して法第73条の2の規定により県が課すべき不動産取得税の課税標準となるべき価格（法第599条第1項第2号若しくは第3号に掲げる日までに当該不動産取得税の額が確定していない場合又は第119条第6項の規定の適用がある場合には、令第54条の38に規定する価格）に100分の4を乗じて得た額の合計額を控除した額</p> <p>附 則</p> <p>(延滞金の割合等の特例)</p> <p>第3条の2 当分の間、第21条、第41条の2第2項、第46条第5項、第48条第2項、第51条の12第2項、第66条第2項、第90条第5項、第93条第2項、第125条第2項（第132条において準用する場合を含む。）及び第126条第2項（第132条において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定に</p>

改正後（公布の日等）	改正前
<p>かかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合</u>（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合においては、その年中においては、年14.6パーセントの割合に満たない場合には、その年中における<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算し、年7.3パーセントの割合にあっては当該<u>延滞金特例基準割合</u>（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> <p>2 当分の間、第50条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、<u>各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。</u></p> <p>（納期限の延長に係る延滞金の特例）</p> <p>第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第50条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する<u>加算した割合</u>とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第50条の規定による延滞金に<u>あっては</u>、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出</p>	<p>かかわらず、各年の<u>特例基準割合</u>（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「<u>特例基準割合適用年</u>」と<u>いう。</u>）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては<u>当該特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては<u>当該特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> <p>2 当分の間、第50条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、<u>特例基準割合適用年中</u>においては、<u>当該特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>とする。</p> <p>（納期限の延長に係る延滞金の特例）</p> <p>第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第50条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する<u>特例基準割合</u>とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第50条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出</p>

改正後（公布の日等）	改正前
<p>期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第50条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。</p> <p>2 略</p> <p>（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第8条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り法附則第6条第4項に規定する場において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2・3 略</p> <p>（読替規定）</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第57条の2第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」とする。</u></p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 略</p>	<p>期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第50条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。</p> <p>2 略</p> <p>（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第8条 昭和57年度から令和3年度までの各年度分の個人の市民税に限り法附則第6条第4項に規定する場において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2・3 略</p> <p>（読替規定）</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第57条の2第8項中「又は第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 略</p>

改正後（公布の日等）	改正前
<p>2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 法附則第15条第26項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>6 法附則第15条第27項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>7 法附則第15条第27項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>8 法附則第15条第27項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>9 法附則第15条第28項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10 法附則第15条第28項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>11 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>12 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>13 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>14 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>3 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>7 法附則第15条第30項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>8 法附則第15条第30項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>9 法附則第15条第30項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10 法附則第15条第31項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>11 法附則第15条第31項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>12 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>13 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>14 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>15 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>16 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>

改正後（公布の日等）	改正前
<p>15 <u>法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</u></p>	<p>17 <u>法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</u></p>
<p>16 <u>法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</u></p>	<p>18 <u>法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</u></p>
<p>17 <u>法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</u></p>	
<p>18 <u>法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p>	<p>19 <u>法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p>
<p>19 <u>法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p>	<p>20 <u>法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p>
<p>20 <u>法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p>	<p>21 <u>法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p>
<p>21 <u>法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</u></p>	<p>22 <u>法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</u></p>
<p>22 <u>法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p>	<p>23 <u>法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。</u></p>
<p>23 <u>法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</u></p>	<p>24 <u>法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p>
<p>24 <u>法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。</u></p>	<p>25 <u>法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</u></p>
<p>25 <u>法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</u></p>	<p>26 <u>法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。</u></p>
<p>26 略</p>	<p>27 略</p>
<p>27 <u>法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。</u> （令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例） 第11条の2 略</p>	<p>（令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例） 第11条の2 略</p>

改正後（公布の日等）	改正前
<p>2 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であって、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けられないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第57条の2の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>（宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第12条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準とするべき額となるべき額として得た額）を当該宅地等における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準とな</p>	<p>2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であって、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けられないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第57条の2の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>（宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第12条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準とするべき額となるべき額として得た額）を当該宅地等における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準とな</p>

改正後（公布の日等）	改正前
<p>るべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>	<p>なるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>
<p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>	<p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>
<p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。</p>	<p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。</p>
<p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。</p>	<p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。</p>

改正後（公布の日等）	改正前
<p>（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第13条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p> <p>（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第13条の2 略</p> <p>第13条の3 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。</p>	<p>（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第13条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p> <p>（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第13条の2 略</p> <p>第13条の3 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。</p>

改正後（公布の日等）	改正前
<p>2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>（特別土地保有税の課税の特例）</p> <p>第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第123条第1号及び第130条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間に課する特別土地保有税の課税標準については、第123条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「<u>令第54条の38第1項に規定する価格</u>」とあるのは「<u>令第54条の38第1項に規定する価格</u>（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p>	<p>2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>（特別土地保有税の課税の特例）</p> <p>第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第123条第1号及び第130条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間に課する特別土地保有税の課税標準については、第123条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「<u>令第54条の38に規定する価格</u>」とあるのは「<u>令第54条の38に規定する価格</u>（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p>

改正後（公布の日等）	改正前
<p>3～5 略</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）</p> <p>第15条の3 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間（附則第15条の7第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第73条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>（長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第32条及び第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合においては、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定による読み替えて適用される第33条の2の規定の適用がある場合）に、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項に規定する長期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第33条第3項の譲渡所得の金額（同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。）をいい、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、法附則第35条第5項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額をいう。</p>	<p>3～5 略</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）</p> <p>第15条の3 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第15条の7第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第73条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>（長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第32条及び第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合においては、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定による読み替えて適用される第33条の2の規定の適用がある場合）に、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項に規定する長期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について、<u>所得税法</u>その他所得税に関する法令の規定の例により計算した、<u>同法</u>第33条第3項の譲渡所得の金額（同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。）をいい、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、法附則第35条第5項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額をいう。</p>

改正後（公布の日等）	改正前
<p>3 略 （優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第17条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときににおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときににおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第</p>	<p>3 略 （優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第17条の2 昭和63年度から令和2年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときににおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和2年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときににおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第</p>

改正後（公布の日等）	改正前
<p>37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p><u>（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続）</u></p> <p><u>第24条 第11条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。</u></p>	<p>37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p>

知立市税条例の一部改正案新旧対照表（第2条関係）

改正後（令和3年1月1日等）	改正前（公布の日等）
<p>（納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第21条 納税者又は特別徴収義務者は、第39条、第44条、第44条の2若しくは第44条の5（第51条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）<u>、第45条の4第1項（第45条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）</u>、第46条第1項（<u>法第321条の8第34項及び第35項に係る部分を除く。</u>）、第51条の7、第61条、第73条の7第1項、第76条第2項、第90条第1項若しくは第2項、第94条第2項又は第125条第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する<u>場合には</u>、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 法第601条第3項若しくは第4項（これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。）、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定により徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(5) 第46条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項又は第31項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日</p> <p>(6) 第46条第1項の申告書（<u>法第321条の8第34項及び第35項の申告書</u></p>	<p>（納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第21条 納税者又は特別徴収義務者は、第39条、第44条、第44条の2若しくは第44条の5（第51条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）<u>、第45条の4第1項（第45条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）</u>、第46条第1項（<u>法第321条の8第22項及び第23項に係る部分を除く。</u>）、第51条の7、第61条、第73条の7第1項、第76条第2項、第90条第1項若しくは第2項、第94条第2項又は第125条第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する<u>場合には</u>、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 法第601条第3項若しくは第4項（これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。）、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定によって徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(5) 第46条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日</p> <p>(6) 第46条第1項の申告書（<u>法第321条の8第22項及び第23項の申告書</u></p>

改正後（令和3年1月1日等）							
<p>を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日（年当たりの割合の基礎となる日数）</p>	<p>第22条 前条、第41条の2第2項、第46条第5項、第48条第2項、第50条第1項、第51条の12第2項、第66条第2項、第90条第5項、第93条第2項、第125条第2項及び第126条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につき、これらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p>						
<p>（市民税の納税義務者等）</p>	<p>第25条 略</p>						
<p>2 略</p>	<p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業（以下この項及び第30条第2項の表第1号において「収益事業」という。）を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。同号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第46条第9項から第16項までを除く。）の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p>						
<p>（均等割の税率）</p>	<p>第30条 略</p>						
<p>2 第25条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="678 1120 1204 2119">法人の区分</th> <th data-bbox="1204 1120 1430 2119">税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="678 1120 1204 1400">(1) 次に掲げる法人 ア～エ 略</td> <td data-bbox="1204 1120 1430 1400">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="678 1120 1204 2007">オ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の2）に規定する資本金等の額をいう。以下この表</td> <td data-bbox="1204 1120 1430 2007"></td> </tr> </tbody> </table>	法人の区分	税率	(1) 次に掲げる法人 ア～エ 略	略	オ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の2）に規定する資本金等の額をいう。以下この表	
法人の区分	税率						
(1) 次に掲げる法人 ア～エ 略	略						
オ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の2）に規定する資本金等の額をいう。以下この表							

改正前（公布の日等）							
<p>を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日（年当たりの割合の基礎となる日数）</p>	<p>第22条 前条、第41条の2第2項、第46条第5項、第48条第2項、第50条第1項及び第4項、第51条の12第2項、第66条第2項、第90条第5項、第93条第2項、第125条第2項並びに第126条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につき、これらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p>						
<p>（市民税の納税義務者等）</p>	<p>第25条 略</p>						
<p>2 略</p>	<p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第30条第2項の表第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第46条第10項から第12項までを除く。）の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p>						
<p>（均等割の税率）</p>	<p>第30条 略</p>						
<p>2 第25条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="678 112 1204 1111">法人の区分</th> <th data-bbox="1204 112 1430 1111">税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="678 112 1204 1400">(1) 次に掲げる法人 ア～エ 略</td> <td data-bbox="1204 112 1430 1400">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="678 112 1204 2007">オ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の5）に規定する資本金等の額をいう。以下この表</td> <td data-bbox="1204 112 1430 2007"></td> </tr> </tbody> </table>	法人の区分	税率	(1) 次に掲げる法人 ア～エ 略	略	オ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の5）に規定する資本金等の額をいう。以下この表	
法人の区分	税率						
(1) 次に掲げる法人 ア～エ 略	略						
オ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の5）に規定する資本金等の額をいう。以下この表							

改正後（令和3年1月1日等）	改正前（公布の日等）
<p>及び第4項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるものうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの</p> <p>(2)～(9) 略</p>	<p>及び第4項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるものうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの</p> <p>(2)～(9) 略</p>
<p>3 前項に定める均等割の額は、<u>当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間若しくは同項第2号の期間又は同項第3号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合に於いて、暦月数から1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。</u></p> <p>4 略</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第46条 市民税を申告納付する義務がある法人は、<u>法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の規定による納税申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納税申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書を施行規則第22号の4</u></p>	<p>3 前項に定める均等割の額は、<u>当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦月数から1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。</u></p> <p>4 略</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第46条 市民税を申告納付する義務がある法人は、<u>法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書（第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の規定による申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納税申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書を施行規則第22</u></p>

改正後（令和3年1月1日等）	改正前（公布の日等）
<p>条第34項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>7 第5項の場合において、法第321条の8第34項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項又は第31項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提</p>	<p>日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提</p>

改正後（令和3年1月1日等）	改正前（公布の日等）
<p>8 出期限内に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間</p> <p>略</p>	<p>8 略</p>
<p>9 法人税法第81条の2第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第48条第3項及び第50条第4項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第48条第3項及び第50条第4項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第50条第4項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第50条第4項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第50条第4項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第20条の2の規定を適用することができる。</p> <p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第12項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を經由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>11 略</p> <p>12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762</p>	<p>9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第48条第3項及び第50条第4項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第48条第3項及び第50条第4項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第50条第4項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第50条第4項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第50条第4項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第20条の2の規定を適用することができる。</p> <p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第12項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を經由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>11 略</p> <p>12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762</p>

改正後（令和3年1月1日等）	改正前（公布の日等）
<p>条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</p> <p><u>12</u> 第9項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書提出ができて認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについては、市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の5第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第9項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。</p> <p><u>13</u> 略</p> <p><u>14</u> 第12項の規定の適用を受けている内国法人は、第9項の申告につき第12項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</p> <p><u>15</u> 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第61項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p><u>16</u> 第12項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第14項の届出書の提出又は法人税法第75条の5第3項若しくは第6項の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第12項後段の期間内に行う第9項の申告については、第12項後段の規定は適用しない。</p>	<p>条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</p> <p><u>13</u> 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書提出ができて認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについては、市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。</p> <p><u>14</u> 略</p> <p><u>15</u> 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</p> <p><u>16</u> 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p><u>17</u> 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に</p>

改正後（令和3年1月1日等）	改正前（公布の日等）
<p>い。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。</p> <p>（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）</p> <p>第48条 略</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合は、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日以後であるときは、当該申告書の提出期限の翌日より市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>	<p>行う第19項の申告については、<u>第13項後段の規定は適用しない</u>。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。</p> <p>（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）</p> <p>第48条 略</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、<u>第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、納付しなければならない</u>。</p> <p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項、<u>第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日以後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</u></p>

改正後（令和3年1月1日等）	改正前（公布の日等）
<p>4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があったとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があったときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)</p> <p>第50条 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があったとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があったときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)</p> <p>第50条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて</p>

改正後（令和3年1月1日等）	改正前（公布の日等）
<p>（たばこ税の課税標準）</p> <p>第86条 略</p> <p>2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が<u>1.7グラム</u>未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの<u>1本</u>に換算するものとする。</p>	<p>計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>5 第46条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（<u>詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。</u>）」とあるのは、「<u>当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第50条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第50条第4項の申告書の提出期限までの期間</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>6 第48条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（<u>詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。</u>）」とあるのは、「<u>当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第50条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第50条第4項の申告書の提出期限までの期間</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>（たばこ税の課税標準）</p> <p>第86条 略</p> <p>2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が<u>0.7グラム</u>未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの<u>0.7本</u>に換算するものとする。</p>

改正後（令和3年1月1日等）	改正前（公布の日等）
<p>表 略</p> <p>3～10 略</p> <p>附 則</p> <p>（延滞金の割合等の特例）</p> <p>第3条の2 略</p>	<p>表 略</p> <p>3～10 略</p> <p>附 則</p> <p>（延滞金の割合等の特例）</p> <p>第3条の2 略</p>
<p>2 当分の間、第50条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントに満たない場合には、その年における当該加算した割合とする。</p> <p>（読替規定）</p>	<p>2 当分の間、第50条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年における当該加算した割合とする。</p> <p>（読替規定）</p>
<p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条又は第64条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第57条の2第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条若しくは第64条</u>とする。</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p>	<p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第57条の2第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>とする。</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p>
<p>第10条の2 略</p> <p>2～26 略</p> <p>27 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。</p> <p>（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）</p>	<p>第10条の2 略</p> <p>2～26 略</p> <p>27 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。</p>
<p>第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するもの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年次に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当</p>	<p>第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するもの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年次に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当</p>

改正後（令和3年1月1日等）	改正前（公布の日等）
<p><u>額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第33条の7の規定を適用する。</u></p> <p><u>（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）</u></p> <p><u>第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき、新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u></p>	

知立市税条例等の一部を改正する条例（令和元年知立市条例第20号）の一部改正案新旧対照表（第3条関係）

改正後	改正前
<p>第3条 知立市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>略</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 削除</u></p> <p>(4) 第3条及び附則第8条の規定 令和3年4月1日</p> <p>(5) 略</p> <p><u>第4条 削除</u></p> <p>略</p>	<p>第3条 知立市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>略</p> <p><u>第26条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。</u></p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 第3条中知立市税条例第26条の改正規定及び附則第4条の規定</u> <u>令和3年1月1日</u></p> <p>(4) <u>第3条(前号に掲げる改正規定を除く。)</u>及び附則第8条の規定 令和3年4月1日</p> <p>(5) 略</p> <p><u>第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の知立市税条例第26条第1項(第2号に係る部分に限る。)</u>の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、<u>なお従前の例による。</u></p> <p>略</p>

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日) 第1条 略 (1)～(3) 略 (4) 第1条の2の規定及び第3条中知立市税条例等の一部を改正する 条例（平成27年知立市条例第17号）附則第5条第7項の表第21条第3号 の項の改正規定（「第90条第1項」を「第73条の7第1項の申告書、第 90条第1項」に改める部分に限る。）並びに附則第2条の2及び第4条 の規定 <u>令和元年10月1日</u> (市民税に関する経過措置) 第2条 略 第2条の2 第1条の2の規定による改正後の知立市税条例（附則第4条に おいて「<u>令和元年新条例</u>」という。）第33条の4及び附則第22条の規定は、 附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の 法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税に ついて適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に 開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例によ る。 (軽自動車税に関する経過措置) 第4条 <u>令和元年新条例</u>の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、 附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の 軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。 2 <u>令和元年新条例</u>の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>令和2年</u> <u>度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>令和元年度</u>分まで の軽自動車税については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 (施行期日) 第1条 略 (1)～(3) 略 (4) 第1条の2の規定及び第3条中知立市税条例等の一部を改正する 条例（平成27年知立市条例第17号）附則第5条第7項の表第21条第3号 の項の改正規定（「第90条第1項」を「第73条の7第1項の申告書、第 90条第1項」に改める部分に限る。）並びに附則第2条の2及び第4条 の規定 <u>平成31年10月1日</u> (市民税に関する経過措置) 第2条 略 第2条の2 第1条の2の規定による改正後の知立市税条例（附則第4条に おいて「<u>31年新条例</u>」という。）第33条の4及び附則第22条の規定は、 附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の 法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税に ついて適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に 開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。 (軽自動車税に関する経過措置) 第4条 <u>31年新条例</u>の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、 附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自 動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。 2 <u>31年新条例</u>の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>平成32年度</u>以 後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>平成31年度</u>分までの軽 自動車税については、なお従前の例による。</p>

改正後	改正前
<p>附則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 第2条中知立市税条例第86条第3項の改正規定 <u>令和元年10月1日</u></p> <p>且</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 第3条並びに附則第7条及び第8条の規定 <u>令和2年10月1日</u></p> <p>(7) 第1条中知立市税条例第26条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第33条の2及び第33条の6の改正規定並びに同条例附則第5条の改正規定並びに次条第2項の規定 <u>令和3年1月1日</u></p> <p>(8) 第4条並びに附則第9条及び第10条の規定 <u>令和3年10月1日</u></p> <p>(9) 第5条の規定 <u>令和4年10月1日</u></p> <p>(10) 略</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の知立市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 前条第7号に掲げる規定による改正後の知立市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令和3年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>令和2年度</u>分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3・4 略</p>	<p>附則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 第2条中知立市税条例第86条第3項の改正規定 <u>平成31年10月1日</u></p> <p>且</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 第3条並びに附則第7条及び第8条の規定 <u>平成32年10月1日</u></p> <p>(7) 第1条中知立市税条例第26条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第33条の2及び第33条の6の改正規定並びに同条例附則第5条の改正規定並びに次条第2項の規定 <u>平成33年1月1日</u></p> <p>(8) 第4条並びに附則第9条及び第10条の規定 <u>平成33年10月1日</u></p> <p>(9) 第5条の規定 <u>平成34年10月1日</u></p> <p>(10) 略</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の知立市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 前条第7号に掲げる規定による改正後の知立市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成33年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>平成32年度</u>分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3・4 略</p>

改正後	改正前
<p>(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第6条 平成30年10月1日から令和元年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第21条第3号の項中「第73条の7第1項の申告書、第90条第1項」とあるのは、「第90条第1項」とする。</p> <p>(手持品課税に係る市たばこ税)</p> <p>第8条 令和2年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号。附則第10条第2項において「平成30年改正規則」という。)別記第2号様式による申告書を令和2年11月2日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による申告書を提出した者は、令和3年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の知立市税条例(以下この項及び次</p>	<p>(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第6条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第21条第3号の項中「第73条の7第1項の申告書、第90条第1項」とあるのは、「第90条第1項」とする。</p> <p>(手持品課税に係る市たばこ税)</p> <p>第8条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号。附則第10条第2項において「平成30年改正規則」という。)別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の知立市税条例(以下この項及び次</p>

改正後	改正前
<p>項において「<u>令和2年新条例</u>」という。) 第21条、第90条第4項及び第5項、第92条の2並びに第93条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>令和2年新条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>表 略</p>	<p>項において「<u>平成32年新条例</u>」という。) 第21条、第90条第4項及び第5項、第92条の2並びに第93条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>平成32年新条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>表 略</p>
<p>5 <u>令和2年新条例</u>第91条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであつた旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。</p> <p>(手持品課税に係る市たばこ税)</p>	<p>5 <u>平成32年新条例</u>第91条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであつた旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。</p> <p>(手持品課税に係る市たばこ税)</p>
<p>第10条 <u>令和3年10月1日</u>前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみ</p>	<p>第10条 <u>平成33年10月1日</u>前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみ</p>

改正後	改正前
<p>なされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を令和3年11月1日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による申告書を提出した者は、令和4年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の知立市税条例（以下この項及び第5項において「令和3年新条例」という。）第21条、第90条第4項及び第5項、第92条の2並びに第93条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる令和3年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>表 略</p> <p>5 令和3年新条例第91条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所に所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであつた旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。</p>	<p>なされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の知立市税条例（以下この項及び第5項において「平成33年新条例」という。）第21条、第90条第4項及び第5項、第92条の2並びに第93条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる平成33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>表 略</p> <p>5 平成33年新条例第91条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所に所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであつた旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。</p>

知立市税条例等改正(案)の要旨

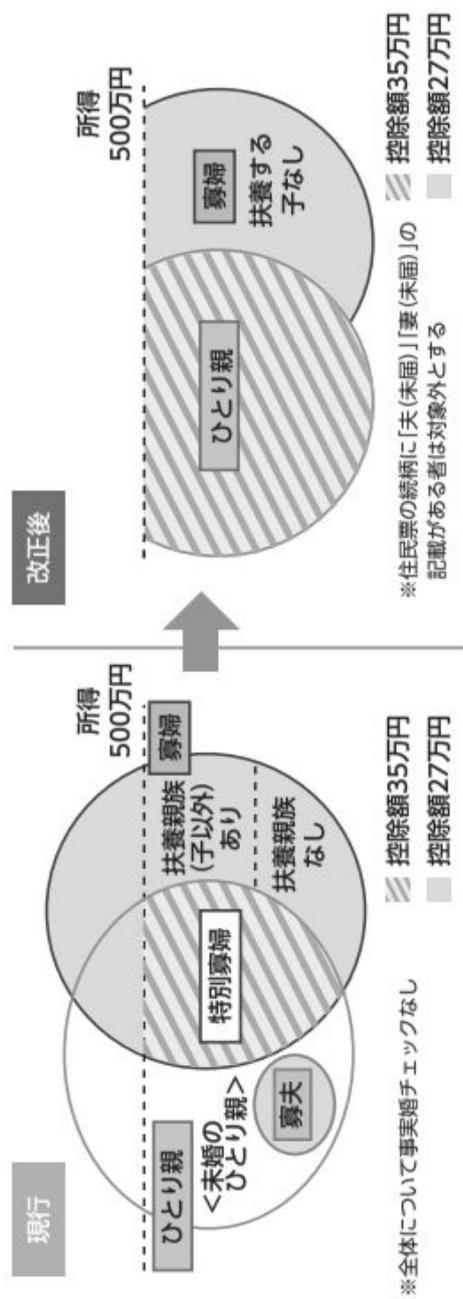
1. 令和2年税制改正に伴うもの

税目	項目	関係条文	改正の内容	適用時期
個人住民税	未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し等	条例 第33条の2 第35条の3の2 第35条の3の3	婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子(前年の総所得金額等が48万円以下)を有する単身者について、同一の「ひとり親控除」(控除額30万円)を適用するもの 上記以外の寡婦については、引続き控除額26万円を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても所得制限(500万円以下(年収678万円))を設定するもの	令和3年度 課税分から
	個人住民税の人的非課税措置の見直し	条例 第26条	未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直しに伴い、個人住民税の人的非課税措置について以下の見直しを行うもの(※1・※2) 1 現行の寡婦、寡夫、単身児童扶養者(児童扶養手当を受給している18歳以下の児童の父又は母)に対する個人住民税の人的非課税措置を見直し、ひとり親及び寡婦(ひとり親を除く。)を対象とするもの 2 ひとり親及び寡婦(ひとり親を除く。)について、住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」の記載がある者は対象とするもの	令和3年度 課税分から
固定資産税	使用者を所有者とみなす制度の拡大	条例 第52条	固定資産を使用している者がいるにもかかわらず、所有者が正常に登記されていない等により、調査を尽くしても所有者が一人も特定できない場合は、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができるものとするもの	令和3年度 課税分から

現に所有している者の申告の制度変化	条例第67条の6	登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間に、現に所有している者（相続人等）に対し、市町村の条例で定めるところにより、氏名・住所等必要な事項を申告させることができるものとするもの	条例の施行日以後から
市たばこ税	条例第86条	重量比例課税が適用されている1本当たり1グラム未満の軽量の葉巻たばこについて課税方式を見直し、本数課税方式とするもの なお、見直しにあたっては、令和2年10月から令和3年9月までの1年間について一定の経過措置を講じ、税率を段階的に引き上げる	令和2年10月から

(※1) 金額に関連する改正については、平成30年知立市条例第23号（知立市税条例等の一部を改正する条例）にて、改正済み（令和3年1月1日施行（令和3年度課税分から））である。

(※2) 個人住民税の人的非課税措置の見直しについて図示すると以下のとおり。



上記図にある控除額が「所得税」の控除額につき、「個人住民税」の控除額は、「35万円」とあるものは「30万円」、「27万円」とあるものは「26万円」となる。

2. 新型コロナウイルス感染症の影響に伴うもの

税目	項目	関係条文	改正の内容	適用時期
個人住民税	入場料金等払戻請求権に対する寄附金控除の適用	条例附則第25条	イベントを中止等した主催者に対する入場料金等払戻請求権を放棄した者について、住民の福祉の増進に寄与するものとして寄附金を支出したものとみなして個人住民税の寄附金控除を行うもの	令和3年度課税分から
	住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長	条例附則第26条	一定の場合において、住宅借入金等特別税額控除の適用期限を令和16年度分の個人住民税まで延長するもの	令和3年度課税分から
固定資産税	生産性革命の実現に向けた税の特例措置の拡充	条例附則第10条の2	生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置として、中小事業者等が対象資産に事業用家屋として構築物を追加し、これにより取得した固定資産に係る固定資産税を3年間0とするもの なお、期間は生産性向上特別措置法の改正を前提に令和4年度までの2年間に限る	令和3年度課税分から
軽自動車税	軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長	条例附則第15条の3	軽自動車環境性能割の税率を1パーセント分軽減する特例措置の適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とするもの	令和3年度課税分から

知立市都市計画画税条例の一部改正案新旧対照表（第1条関係）

（議案第42号、参考資料）

改正後（公布の日）	改正前
<p>（納税義務者等）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（<u>法第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額</u>）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。</p> <p>3～5 略</p> <p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>3 <u>法附則第15条第38項の条例で定める割合</u></p> <p>4 <u>法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p>5 <u>法附則第15条第39項の条例で定める割合</u></p> <p>6 <u>法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</u></p> <p>7 <u>法附則第15条第47項の条例で定める割合</u></p> <p>8 <u>法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</u></p> <p>9 略</p> <p>（宅地等）に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都</p>	<p>（納税義務者等）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（<u>法第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額</u>）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。</p> <p>3～5 略</p> <p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>3 <u>法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。</u></p> <p>4 <u>法附則第15条第44項の条例で定める割合</u></p> <p>5 <u>法附則第15条第45項の条例で定める割合</u></p> <p>6 略</p> <p>（宅地等）に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都</p>

改正後（公布の日）	改正前
市計画税の特例)	市計画税の特例)
<p>7 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p>	<p>7 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p>
<p>8 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>	<p>8 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>
<p>9 附則第7項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の</p>	<p>9 附則第7項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の</p>

改正後（公布の日）	改正前
<p>3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第7項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>	<p>の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第7項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>
<p>10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p>	<p>10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p>
<p>11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p>	<p>11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p>
<p>12 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は</p>	<p>12 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は</p>

改正後（公布の日）	改正前
<p>は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額の当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p> <p>表 略</p> <p>13 略</p> <p>14 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により知立市税条例附則第13条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。</p> <p>15 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。</p>	<p>は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p> <p>表 略</p> <p>13 略</p> <p>14 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により知立市税条例附則第13条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。</p> <p>15 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。</p>

改正後（公布の日）	改正前
<p>用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>16・17 略</p> <p>18 <u>法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第61条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」とする。</u></p>	<p>用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>16・17 略</p> <p>18 <u>法附則第15条第1項、第13項、第18項、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</u></p>

知立市都市計画税条例の一部改正案新旧対照表（第2条関係）

改正後（令和3年1月1日）	改正前（公布の日）
<p>附 則</p> <p>18 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42条から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は<u>第63条</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは<u>第63条</u>」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>18 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42条から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は<u>第61条</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは<u>第61条</u>」とする。</p>

知立市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第43号、参考資料)

改正後	改正前
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 非常勤消防団員又は非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日(以下「<u>事故発生日</u>」<u>という。</u>)において当該非常勤消防団員又は非常勤消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「<u>消防作業従事者等</u>」<u>という。</u>)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>8,900円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は非常勤消防団員若しくは消防作業従事者等(以下「<u>非常勤消防団員等</u>」<u>という。</u>)の<u>事故発生日</u>において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 非常勤消防団員又は非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において当該非常勤消防団員又は非常勤消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「<u>消防作業従事者等</u>」<u>という。</u>)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>8,800円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は非常勤消防団員若しくは消防作業従事者等(以下「<u>非常勤消防団員等</u>」<u>という。</u>)の<u>死亡</u>若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等につ</p>

改正後	改正前
<p>当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>4 略</p> <p>附 則 (障害補償年金前払一時金)</p> <p>第3条の4 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、<u>事故発生日における法定利率に当該支給期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額</u></p> <p>6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に<u>事故発生日における法定利率に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。</u></p>	<p>いては、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>4 略</p> <p>附 則 (障害補償年金前払一時金)</p> <p>第3条の4 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、<u>100分の5に当該支給期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額</u></p> <p>6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に<u>100分の5に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。</u></p>

改正後	改正前																				
<p>(遺族補償年金前払一時金)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、事故発生日における法定利率に当該支給期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額</p> <p>8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に事故発生日における法定利率に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。</p> <p>9 略</p> <p>別表(第5条関係)</p> <p>補償基礎額表</p> <table border="1" data-bbox="1244 112 1436 1115"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="2">勤務年数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年未満</td> <td>10年以上20年未満</td> <td>20年以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>	階級	勤務年数		10年未満	10年以上20年未満	20年以上		円	円	円	<p>(遺族補償年金前払一時金)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、100分の5に当該支給期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額</p> <p>8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。</p> <p>9 略</p> <p>別表(第5条関係)</p> <p>補償基礎額表</p> <table border="1" data-bbox="1244 1115 1436 2119"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="2">勤務年数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年未満</td> <td>10年以上20年未満</td> <td>20年以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>	階級	勤務年数		10年未満	10年以上20年未満	20年以上		円	円	円
階級		勤務年数																			
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																		
	円	円	円																		
階級	勤務年数																				
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																		
	円	円	円																		

改正後				改正前			
団長及び副団長	12,440	13,320	14,200	団長及び副団長	12,400	13,300	14,200
分団長及び副分団長	10,670	11,550	12,440	分団長及び副分団長	10,600	11,500	12,400
部長、班長及び団員	8,900	9,790	10,670	部長、班長及び団員	8,800	9,700	10,600
備考	<p>1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。</p>			<p>備考</p> <p>1 死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。</p>			
2	略			2 略			

知立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案新旧対照表（第1条関係）

（議案第44号、参考資料）

改正後	改正前
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 市長は、次のいずれかに該当するときは、<u>第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>(1) <u>市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u></p> <p>(2) <u>家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。</u></p> <p>5 前項（<u>同項第2号に該当する場合には限る。</u>）の場合において、家庭的保育事業者等は、<u>法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるもの）</u>を第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならぬ。</p> <p>(1)・(2) 略 (職員)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 市長は、<u>家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、<u>法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）</u>であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならぬ。</p> <p>(1)・(2) 略 (職員)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも</p>

改正後	改正前
<p>該当するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者</u></p> <p>3 略 (居宅訪問型保育事業)</p> <p>第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する<u>場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育</u></p>	<p>該当するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者</u></p> <p>3 略 (居宅訪問型保育事業)</p> <p>第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育</p>

知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正案新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(特定教育・保育施設等との連携) 第42条 略 2・3 略 4 市長は、次のいずれかに該当するときは、<u>第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>(1) <u>市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たつて、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u></p> <p>(2) <u>特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。</u></p> <p>5 前項（同項第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認められるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略 6～9 略</p>	<p>(特定教育・保育施設等との連携) 第42条 略 2・3 略 4 市長は、<u>特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認められるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略 6～9 略</p>

知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
(議案第45号、参考資料)

改正後	改正前
<p>別表第1 (第3条関係) 通常保育料徴収基準額表 (特定教育・保育 (保育に限る。))、特別利用保育、特定地域型保育、特定利用地域型保育又は特別利用地域型保育を受けた場合)</p> <p>表 略 備考 1～3 略</p>	<p>別表第1 (第3条関係) 通常保育料徴収基準額表 (特定教育・保育 (保育に限る。))、特別利用保育、特定地域型保育、特定利用地域型保育又は特別利用地域型保育を受けた場合)</p> <p>表 略 備考 1～3 略 4 <u>保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者 (以下この項において「保護者等」という。)</u>が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令 (昭和39年政令第224号) 第1条第2号に規定する女子 (以下この項において「みなし寡婦」という。)) 又は同令第2条第2号に規定する男子 (前年の所得が500万円以下であるものに限る。以下この項において「みなし寡夫」という。)) に該当する場合には、当該保護者等に係る市町村民税の額は、当該保護者等からの申請に基づき、当該保護者等を、当該保護者等がみなし寡婦に該当する場合には地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者と、当該保護者等がみなし寡夫に該当する場合には同項第12号に規定する寡夫とみなして、同法の規定の例により計算する。この場合において、備考第1項中「市町村民税所得割合算額」とあるのは、「市町村民税所得割合算額 (子ども・子育て支援法施行規則 (平成26年内閣府令第44号) 第22条の2第2項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。))」とする。</p> <p><u>5</u> 略 <u>6</u> 略 <u>7</u> C～D14階層に該当する世帯に負担額算定基準子ども (令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。)) が2人以上</p>

改正後	改正前
<p>上いる場合であって、次の表の第1欄に掲げる児童が<u>教育・保育給付認定子ども</u>（特定教育・保育（保育に限る。）又は特別利用保育を受けているものに限る。次項及び第8項において同じ。）であるときは、この表の規定にかかわらず、当該児童に係る徴収基準月額、次の表の第2欄に定める額とする。</p> <p>表 略</p> <p><u>7</u> 略</p> <p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 備考第4項から前項までの規定のうち2以上に該当する場合は、当該規定のうちいずれか徴収基準月額が最も少なくなるものを適用するものとする。</p> <p>別表第3（第5条関係） 一時保育料</p> <p>表 略</p> <p>備考 別表第1備考第3項及び第5項の規定は、この表について準用する。</p> <p>別表第4（第6条関係） 休日保育料</p> <p>表 略</p> <p>備考 別表第1備考第2項及び第3項の規定は、この表について準用する。</p> <p>別表第5（第7条関係） 病児・病後児保育料</p> <p>表 略</p> <p>備考 別表第1備考第1項及び第3項の規定は、この表について準用する。</p>	<p>上いる場合であって、次の表の第1欄に掲げる児童が<u>支給認定子ども</u>（特定教育・保育（保育に限る。）又は特別利用保育を受けているものに限る。次項及び第7項において同じ。）であるときは、この表の規定にかかわらず、当該児童に係る徴収基準月額は、次の表の第2欄に定める額とする。</p> <p>表 略</p> <p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> 備考第5項から前項までの規定のうち2以上に該当する場合は、当該規定のうちいずれか徴収基準月額が最も少なくなるものを適用するものとする。</p> <p>別表第3（第5条関係） 一時保育料</p> <p>表 略</p> <p>備考 別表第1備考第3項及び第4項前段並びに第6項の規定は、この表について準用する。</p> <p>別表第4（第6条関係） 休日保育料</p> <p>表 略</p> <p>備考 別表第1備考第2項、第3項及び第4項前段の規定は、この表について準用する。</p> <p>別表第5（第7条関係） 病児・病後児保育料</p> <p>表 略</p> <p>備考 別表第1備考第1項、第3項及び第4項の規定は、この表について準用する。</p>

知立市介護保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第46号、参考資料)

改正後	改正前
<p>(保険料) 第3条 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料の額は、同号の規定にかかわらず、<u>13,900円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料について準用する。この場合において、同項中「<u>13,900円</u>」とあるのは、「<u>25,100円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料について準用する。この場合において、同項中「<u>13,900円</u>」とあるのは、「<u>36,200円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(保険料) 第3条 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料の額は、同号の規定にかかわらず、<u>18,100円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料について準用する。この場合において、同項中「<u>18,100円</u>」とあるのは、「<u>32,000円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料について準用する。この場合において、同項中「<u>18,100円</u>」とあるのは、「<u>37,600円</u>」と読み替えるものとする。</p>

知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第47号、参考資料)

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>52万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 略</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>51万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 略</p>

国民健康保険税条例の改正の概要について

1 改正内容

- ・低所得者（5割・2割軽減世帯）に対する国民健康保険税の軽減対象世帯を拡大

(1) 5割軽減の拡大

(改正前) 基準額 33 万円 + <u>28 万円</u> × 被保険者数 (3人世帯・給与収入 約 193 万円)	→	(改正後) 基準額 33 万円 + <u>28 万 5,000 円</u> × 被保険者数 (3人世帯・給与収入 約 195 万円)
---	---	--

(2) 2割軽減の拡大

(改正前) 基準額 33 万円 + <u>51 万円</u> × 被保険者数 (3人世帯・給与収入 約 291 万円)	→	(改正後) 基準額 33 万円 + <u>52 万円</u> × 被保険者数 (3人世帯・給与収入 約 296 万円)
---	---	---

2 知立市における影響額

- ・医療・後期高齢分

軽減率	区分	改正前	改正後	差引	影響額
5割	世帯数	793 世帯	811 世帯	18 世帯	625 千円
	被保険者数	1,380 人	1,408 人	28 人	
2割	世帯数	803 世帯	815 世帯	12 世帯	232 千円
	被保険者数	1,424 人	1,452 人	28 人	

- ・介護分

軽減率	区分	改正前	改正後	差引	影響額
5割	世帯数	283 世帯	285 世帯	2 世帯	17 千円
	被保険者数	324 人	326 人	2 人	
2割	世帯数	246 世帯	256 世帯	10 世帯	40 千円
	被保険者数	299 人	311 人	12 人	

影響額 計	914 千円
-------	--------

*平成 31 年度課税所得（令和元年 12 月時点）により推計。

知立市国民健康保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第48号、参考資料)

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p><u>第1条</u> この条例は、公布の日から施行し、昭和45年12月1日から適用する。 (<u>知立町国民健康保険条例の廃止</u>)</p> <p><u>第2条</u> 知立町国民健康保険条例(昭和35年条例第5号)は、廃止する。 (<u>新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金</u>)</p> <p><u>第3条</u> 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。))を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなつた日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p><u>2</u> 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるとすきは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。</p> <p><u>3</u> 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を</p>	<p>附 則</p> <p><u>1</u> この条例は、公布の日から施行し、昭和45年12月1日から適用する。</p> <p><u>2</u> 知立町国民健康保険条例(昭和35年条例第5号)は、廃止する。</p>

改正後	改正前
<p><u>超えないものとする。</u></p> <p>4 <u>第1項の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、同一の事由につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）</u>、法の規定に基づく条例（この条例を除く。）若しくは規約、<u>地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく条例によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</u></p> <p><u>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）</u></p> <p>第4条 <u>新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。</u></p>	

知立市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第49号、参考資料)

改正後	改正前
<p>附 則 1～3 略 <u>(市において行う事務の特例)</u> 4 市は、<u>当分の間、第2条各号に掲げる事務のほか、広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付に関する事務を行うものとする。</u></p>	<p>附 則 1～3 略</p>